

### 第3回三重県地球温暖化対策総合計画部会 議事概要

1 日時 令和4年11月7日(月) 14時00分～16時30分

2 場所 JA三重健保会館 3階大研修室

3 出席者 別添出席者名簿のとおり

4 議事

#### (1) 温室効果ガスの削減目標について

○ 資料1について事務局より説明。

○ 委員からの主な質問は以下のとおり。

- ・ 網掛けされている数値は前回部会から増えた数値ということで良いか。  
→ (事務局) 関連指標の数値が誤っていた箇所があり、一部減少した数値もあるが、前回部会で示した県が強化又は追加する取組など、数値を積み上げた項目は全て増加している。
- ・ 県の事務事業において、2030年度の目標排出量や基準年度比を個別に表記しないのはなぜか。  
→ (事務局) 県の事務事業における削減取組は、各部局等がそれぞれ取組を進めており、2030年度までにどの分野の削減に重点的に取り組んでいくかは、今後変わることも予想されるため、個々の分野での目標は設定していない。
- ・ 事務事業における削減に向けた主な取組として、省エネ機器の使用が挙げられているが、機器を使用しないことによる省エネは行わないのか。  
→ (事務局) エネルギー使用の無駄をなくす省エネの取組についても計画に掲げている。
- ・ 区域における削減目標について、国の46%目標に対して県は47%ということであるが、この目標は国の目標を基準として設定したのか、あるいは積み上げの結果によるものか。  
→ (事務局) 国の目標は当然意識しているが、国の削減対策及び三重県が強化する取組による削減効果等を積み上げた結果、この目標値となった。
- ・ 参考資料3では、削減量が空欄になっている取組がいくつかあるが、これらは取組による削減効果がないということか。又は、重点的に取組を行わないということか。  
→ (事務局) 削減効果の算定が困難なものについては空欄としている。
- ・ 三重県では産業部門の排出割合が大きく、国と比較しても削減への取組は大変厳しいものがあるが、県民、事業者、行政等が色々と知恵を出し合って取組を進めていきたい。

## (2) 三重県地球温暖化対策総合計画（中間案）について

- 資料2-1から資料2-4について事務局より説明。
- 委員からの主な意見は以下のとおり。

※ページ数が示されているものは資料2-1が対象。

- ・ 三重県はコンパクトシティ化をめざすような地域であり、やはり車社会である。多くの県では、駅前にレンタルサイクルが設置されており、三重県でももっと自転車の活用が必要と考えている。計画に記載はあるが、もっと具体的な施策を進めていただきたい。
- ・ P9の将来イメージ図を変更することはできないか。イメージ図のビル群には緑がなく、木材を使用した建築物が描かれていても良いと思う。三重県の将来像が示されると良い。
  - （事務局） 適切なイメージ図があれば、差し換えるようにしたい。
- ・ P45の第2号基準において、騒音による生活環境への影響が挙げられているが、低周波や電磁波による人体や動植物への影響についても配慮が必要ではないか。
  - （事務局） 過去の事例を確認したうえで、検討する。
- ・ P53に「リアス式海岸」と記載されているが、現在は「リアス海岸」と言うのではないか。
  - （事務局） 確認し、必要であれば修正する。
- ・ P75に示されているPPAモデルによる再エネ導入は太陽光発電以外の再エネでも行われているのか。
  - （事務局） 太陽光発電以外の事例は聞いたことがない。
- ・ P37に示されている住宅への太陽光発電設備の導入促進に向けた取組検討とは、今後何かスケジュール等が示されるのか。
  - （事務局） 現状は制度がないため、制度化するのもも含めて今後検討を行う。例えば、東京都では住宅への太陽光発電設置義務化を進めており、三重県で何ができるか検討を進める。
- ・ P15の産業部門、P16の業務その他部門では、排出量減少の要因が記載されていないため記載できないか。
  - （事務局） 産業部門は要因の特定が難しい。また、業務その他部門については、電力排出係数の低下の影響を上回る減少となっているが、その要因の特定が難しい。
- ・ P37に太陽光パネル等に関するリユース・リサイクルの検討・実証やリサイクル施設の設置について記載されているが、この取組を確実に進めるためのスキームやシステム構築について、より具体的に示したほうが良いのではないか。
  - （事務局） 太陽光パネル等に関するリサイクル等の取組については、エネ

ルギーや廃棄物における県の計画の中で具体的に示されており、本計画ではそこまでの記載を行っていない。

- ・資料2-4について、3(1)②の考え方の欄に、「このため、太陽光発電事業については県基準を示し、市町の促進区域の設定を促す。」と記載されているが、県は除外や考慮すべき区域等を示すにもかかわらず、市町の促進区域の設定を促すとはどういう意味か。  
→(事務局) 県内では大規模な太陽光発電事業等の増加に伴い、適地が減少する中で開発が進むことにより、地域住民が反対する事例も多く見られる。県が除外や考慮すべき区域等を示すことにより、市町が適切な区域を促進区域として設置しやすくなると考えている。
- ・P21には中小企業へのアドバイザー派遣とされているが、P30では大規模事業者にもアドバイザー派遣をすると記載されている。違いは何か。  
→(事務局) P21はこれまでの取組実績を記載したものであり、主に中小企業における脱炭素経営の支援を行ってきたことを記載した。今後は大規模事業者を含めてアドバイザー派遣による支援を行いたいと考えており、そのことをP30に記載している。
- ・P29では事業所にアドバイザーを派遣すると記載されているが、P30では事業者向けにアドバイザーを派遣すると記載されている。事業所と事業者を意図的に使い分けているのか。  
→(事務局) P29は各事業所に対してアドバイザーを派遣する取組であり、P30は事業者の脱炭素経営への取組に対する支援であるため、名称が異なる。
- ・P35のゼロカーボンドライブの推進について、事業者向けの普及啓発に限定しているが、県民向けにも普及啓発を行う必要があるのではないか。  
→(事務局) 県民向けの普及啓発について追記する。
- ・P37の新築建築物等への太陽光発電設備の設置に関して新たな仕組みを検討と記載されているが、国においても新築建築物への太陽光発電設置の取組を進めていると思うが、県でも新たな仕組みを考えるのか。  
→(事務局) 国の取組状況を見ながらの判断となるが、例えば、一定規模以上の新築建築物への太陽光発電設備の設置義務化するなど、県が率先して仕組み作りを行うことも検討の一つと考えている。
- ・P38にJ-クレジット制度の活性化を進めていくと記載されているが、再生可能エネルギーの利用促進の項目にこの文章は合わないと思う。別の項目に移したほうが良いのではないか。  
→(事務局) 確認する。
- ・P40にJ-クレジットをはじめとしたカーボンプライシングと記載されているが、これらは別物なので修正が必要ではないか。

- （事務局）確認し、必要であれば修正する。
- ・ P44 において、基準の対象となる施設に太陽熱利用を入れずに太陽光発電のみとしたのはなぜか。
  - （事務局）検討する。
- ・ P45 の第2号基準の環境配慮事項に記載されている騒音による影響は低周波による影響の誤りではないか。
  - （事務局）確認する。
- ・ 市町において、区域における実行計画を策定することによる削減効果を見込んでいるが、市町の事務事業における実行計画を策定することによる削減効果も見込めるのではないか。
- ・ P87～90 に各取組項目の担当部局等が記載されているが、教育委員会の担当が1箇所しかない。もっと関わりを持つべきではないか。
  - （事務局）緩和や適応における各取組項目に関しては、それぞれ担当する部局等が取り組んでいるため、そのような記載内容となっている。
- ・ 資料2－2について、「削減に向けた取組」の欄の記載内容が具体的なものもあれば抽象的なものもあるため、記載方法を工夫し、この資料を見る人が県の取組に興味を持つような内容としていただきたい。また、今後進めていく適応策の欄に、新たに紹介できるような開発品等があれば画像を追加いただきたい。
- ・ P51 の降水量グラフは1時間雨量を採用しており、長期変化傾向がみられないと記載されているが、例えば1日雨量のグラフであれば、変化の傾向が見られたりするのではないか。
  - （事務局）气象台とも意見交換をしながら、使えるデータがあれば示していきたい。
- ・ 今後日本を背負っていく世代に脱炭素への意識を持ってもらうことが重要だと考えるので、そうしたことを計画に示してもらえると良い。

### （3）今後のスケジュール（案）について

- 資料3について事務局より説明。
- 委員からの主な意見は以下のとおり。
  - ・ 市町に意見照会を行うということだが、現行計画策定の際には、どの程度の市町から意見があったのか。資料を送るだけではあまり意見も出ないと思うので、多くの市町と連携できるよう、積極的に働きかけを行っていただきたい。
    - （事務局）現行計画策定の際に、いくつの市町から意見があったかについては、手元に資料がないためお答えできないが、意見照会の際には別途市町とのネットワーク会議を開催し、中間案の説明を行いたい

と考えている。また、市町には県のように区域の統計資料が存在せず、区域の実行計画を策定するのは困難な状況ではあるが、県が計画づくりをサポートすることで、市町の区域における実行計画策定の件数を増やしていきたいと考えている。

- 資料 2-2 の第 5 章「計画の推進」の欄に、県民の意識向上に向けた関係機関と連携した普及啓発の取組について記載いただきたい。

以上

(別添)

第3回三重県地球温暖化対策総合計画部会 出席者名簿

氏名	所属・役職
かわかた ひさし 川方 尚	一般社団法人三重県トラック協会 専務理事
さかのうえ ゆうこ 坂上 優子	公益社団法人三重県緑化推進協会
さかもと さとる 阪本 寛	志摩市 市民生活部 環境・ごみ対策課長
そやま のぶお 曾山 信雄	環境省 中部地方環境事務所 環境対策課長
たちほな よしひろ 立花 義裕	三重大学 大学院 生物資源学研究科 教授
たにのうえ ちかこ 谷ノ上 千賀子	株式会社百五総合研究所 コンサルティング事業部 調査グループ 主任研究員
つかだ もりお 塚田 森生	三重大学 大学院 生物資源学研究科 教授
なかの よしひこ 中野 良彦	味の素株式会社 東海事業所 総務・安全環境部 安全衛生・防災・環境グループ長
ぼく けいしゅく 朴 恵淑	三重大学 特命副学長（環境・SDGs） 三重県地球温暖化防止活動推進センター センター長 WHOアジア太平洋環境保健センター 所長